

社会福祉法人の手引き



平成30年5月

群馬県

※本書は、群馬県が所管する社会福祉法人又は社会福祉法人の設立を考えている方に向けて、社会福祉法人の概要や事務手続きの主な内容をまとめたものです。

凡 例

本文中で使用している略語のうち主なものは以下のとおりである。

- ・ 法 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 一般法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
- ・ 政令 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）
- ・ 組合登記令 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
- ・ 規則 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
- ・ 会計基準 社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
- ・ 基準 社会福祉法人審査基準（平成 12 年 12 月 1 日付け厚生労働省各局長通知「社会福祉法人の認可について」（別紙 1））
- ・ 定款例 社会福祉法人定款例（平成 12 年 12 月 1 日付け厚生労働省各局長通知「社会福祉法人の認可について」（別紙 2））
- ・ 要領 社会福祉法人審査要領（平成 12 年 12 月 1 日付け厚生労働省各課長通知「社会福祉法人の認可について」（別紙））